



～ 差別をなくすには、差別を知ることから ～

アイヌの人々に対する人権問題を知っていますか

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成19年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

令和2年7月、アイヌ文化の振興・創造の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しました。こちらは、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することのできる場となっています。

～ アイヌ民族とは ～

古くからアイヌ・モシリ（アイヌの大地）である北海道・樺太・千島列島・日本列島北辺を生活の本拠地とし、狩猟・採集・交易などによって自然と共生し、固有の言語や宗教などのアイヌ文化を育み、それを現在に受け継いでいる民族集団です。

～ 絶対的少数者（マイノリティ）の問題 ～

人口は、北海道庁の北海道アイヌ生活実態調査の際に、行政として把握できた数が2万人前後となっていますが、実際はその数倍はいると思われます。また、北海道以外にも首都圏などに数千人いると推定されますが、合計しても、日本総人口の0.1%程度の絶対的少数者です。被差別当事者は圧倒的に少数者で、差別が厳しくなるほど声を上げられず、差別が見えにくくなっています。

■ 隣保館は、あなたの身近な相談窓口です ■

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。

町内にお住まいの方であればどなたでも相談に対応いたします（相談無料）。

下記にかかわらず、コロナ感染状況により休講となる場合があります。直接お問い合わせください。

2月の行事予定

※（保）玖珠町隣保館、（集）集会所

1日(水)午後1時15分～	生花教室(保)	22日(水)午前9時30分～	茶道教室(保)
8日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)	22日(水)午前9時30分～	料理教室(集)
9日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)	22日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)
12日(日)午後1時30分～	編物教室(保)	26日(日)午後1時30分～	編物教室(保)
15日(水)午後1時15分～	生花教室(保)		

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催など変更になる場合があります。